

経理部門の基本有用情報  
**今月の経理情報**

今回のテーマ： マイナンバー制度の導入と留意点

2013年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の導入が近づいています。

**1. 導入スケジュール**

- 1) 2015年10月～ 個人・法人に対する番号の通知開始
- 2) 2016年1月～ 社会保障、税、災害対策の行政手続で個人番号の記載
- 3) 2017年1月～ 国の機関を超えた情報連携開始
- 4) 2017年7月～ 地方公共団体・医療保険者等との情報連携開始

**2. 個人・法人番号の記載開始時期**

所得税・贈与税・消費税（個人）	2016年分（2017年1月以降提出分）※
法人税・消費税（法人）	2016年1月1日以降の開始事業年度（中間申告書を含む）
相続税	2016年1月1日以降の相続または遺贈
税務上の法定調書	2016年1月分以降の金銭等の支払等に係るもの
税務上の各種申請・届出	2016年1月以降に提出するもの
社会保険（雇用保険・労災保険、健康保険・厚生年金、児童手当）	2016年1月以降に提出するもの

※ 2016年中の所得税の準確定申告、年の中途での出国などを含む

**3. 源泉徴収義務者の実務上の留意点**

2016年1月以降は、法定調書等の様式も変更されますが、つぎの点に留意する必要があります。

- 1) 法人が「報酬・料金」「講演料」「原稿料」などを個人に支払う場合、その支払先から法定調書に記載する個人番号の提示を求め、あわせて本人確認を行なう。
- 2) 扶養控除等申告書には、本人だけでなく、扶養親族の個人番号も記載する。
- 3) 中途退職した従業員に交付する給与所得の源泉徴収票には、個人番号を記載する。

また、現在、税務署と従業員の住所地の市町村に郵送している源泉徴収票・給与支払報告書は、地方税ポータルにオンライン送信することで、完結します。

**お見逃しなく！**

1. 従業員や支払先の個人番号は、重要な個人情報です。「個人情報保護法」より「マイナンバー法」では罰則の種類が多く、刑も重く定められており、たとえば経理担当者が正当な理由なく、個人番号を含む個人情報ファイルを提供した場合には、最高で4年以下の懲役または200万円以下の罰金、もしくはその両方に処せられることがあります。
2. 2016年1月の個人番号カード交付開始以後、住基カードの新規発行は停止される見込みです。